

平成 24 年 6 月 26 日より

寄付金の税額控除の選択が可能になりました

これまで、個人の方が本会へ寄附金を支出した場合、所得税法による所得控除制度が適用されていましたが、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正に伴い、現行の**所得控除制度**と**税額控除制度**との選択が可能となりました。

控除できる金額

○所得控除を選択した場合

その年に支出した指定寄附金の合計額－2 千円＝控除対象額（年間所得から控除）

○税額控除を選択した場合

（その年に支出した指定寄附金の合計額－2 千円）×40%＝控除対象額（所得税額から控除）

※寄付金額が総所得金額等の 40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

また、税額控除額は、所得税額の 25%が限度です。

所得控除と税額控除の違い

所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率をかけて税額を算出します。これに対して税額控除は、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。所得控除の場合、高所得で税率が高い人ほど減税効果が大きくなりますが、税額控除の場合、小口の寄附に対しても減税効果が大きくなります。このため、**所得控除に比較してほとんどの場合、税額控除の方が減税効果が大きくなります。**

控除を受けるための手続き

控除を受けるための手続きとして、確定申告が必要です。

確定申告の際に、本会が発行した「**善意銀行受領書**」及び「**税額控除に係る証明書**」の写しを併せて提出してください。

善意銀行へのご寄付・お問い合わせは

高砂市社会福祉協議会 善意銀行事務局

〒676-0021 高砂市高砂町朝日町 1-2-1 福祉保健センター内

電話 079-443-3720